

平成28年度第1回市川市介護保険地域運営委員会（議事録）

1. 開催日時：平成28年5月27日（金）午後2時00分～3時30分

2. 開催場所：市役所3階 第5委員会室

3. 出席者

【委員】

委員長 伊藤委員

副委員長 高木委員

委員 新井委員、内田委員、大野委員、戸田委員、森本委員

【事務局】

岡崎（福祉政策課長）、荒井（介護福祉課長）、白井（福祉政策課主幹）、
鈴木（福祉政策課主幹）、清水（介護福祉課主幹）、入江（介護福祉課副主幹）、
佐藤（介護福祉課副主幹）、増田（介護福祉課副主幹）、大賀（福祉政策課主任）、
松原（福祉政策課主事）、植草（福祉政策課主事）、阿部（福祉政策課主事）

4. 議事

(1) 平成27年度事業報告について

① 平成27年度介護給付適正化事業報告

② 平成27年度高齢者サポートセンターの事業報告について

(2) 平成27年度下半期分高齢者サポートセンター運営評価報告

(3) 高齢者サポートセンターの整備について

(4) 予防給付ケアマネジメント業務委託について

(5) 平成27年度指導監督の報告について

(6) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

(7) その他

《配布資料》

資料1-1 平成27年度介護給付適正化事業報告について

資料1-2 平成27年度地域包括支援センター事業報告

資料2 平成27年度下半期分高齢者サポートセンター運営評価報告

資料3 地域包括支援センター体制図

資料4 予防給付ケアマネジメント業務委託の追加事業者について

資料5 平成27年度指導監査体制の報告について

資料6 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

資料7 地域密着型サービス事業者の公募状況について

5. 進行

(1) 各委員及び事務局（市職員）の紹介を行った

(2) 配布資料の確認

事務局より、配布資料の過不足についての確認を行った。

項 目	内 容
事務局	<p>本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。 福祉政策課の白井でございます。本日の司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、淡路委員より欠席のご連絡をいただいております。</p>
事務局	<p>議事録等作成の都合上、ご発言いただく際は、お近くのハンドマイクをお使いいただきますようお願いいたします。また、ご発言が終わりましたら、お手数ですがハンドマイクのスイッチをお切り下さいますよう重ねてお願いいたします。尚、作成した議事録につきましては従来署名と押印をいただいておりますが、議事録をインターネットに公開することといたしました関係から署名押印を省略させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。</p>
事務局	<p>それでは、これより議事の進行を伊藤委員長にお願いしたく思います。よろしくお願いいたします。</p>
伊藤委員長	<p>ただ今より、平成28年度第1回介護保険地域運営委員会を開催いたします。</p>
伊藤委員長	<p>これより、議事に移りますが、その前に、確認しておかなくてはならない事項があります。</p> <p>本日の会議は、「市川市介護保険条例条例第15条」により半数以上の委員に出席をいただいておりますので、本委員会の開催は成立いたします。</p>
伊藤委員長	<p>なお、本委員会につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開となっております。</p> <p>また、本日の議題中、議題6「地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について」については、審議内容によっては事業者に不利益を及ぼすおそれがあることから非公開とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
伊藤委員長	<p>それでは、議題6については、非公開とさせていただきます。</p>

伊藤委員長	本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。
事務局	いらっしゃいます。
伊藤委員長	本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、これより、入室していただきます。
伊藤委員長	傍聴者の方は議題6が非公開となるため、議題6の前に退室をお願いいたします。
伊藤委員長	それでは、議題（1）「平成27年度事業報告について」です。介護福祉課より、説明をお願いします。
佐藤副主幹	<p>介護福祉課 佐藤です。「平成27年度介護給付適正化事業報告」についてご説明いたします。資料1-1をご覧ください。</p> <p>介護給付の適正化につきましては、国の「第3期（平成27年度から平成29年度）介護給付適正化計画」に関する指針を踏まえ、県が「千葉県における介護給付適正化の取扱方針」を示しており、市川市におきましても第1期から継続して実施しているものです。主要5事業の「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」について実施してまいりました。</p> <p>まず1点目の「要介護認定の適正化」でございますが、市川市と認定調査を委託しております居宅介護支援事業所等の認定調査員が、県主催による認定調査員の新規及び現任研修を受講いたしました。また、市主催による認定調査員研修会を開催し、認定調査を委託しております居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に「認定調査表作成のポイント」について説明させていただきました。</p> <p>次に「介護認定審査会における適正な審査判定の徹底」といたしましては、市川市介護認定審査会委員が、県主催による介護認定審査会委員の新任及び現任研修を受講するとともに適正な業務運営に努めたところがございます。</p> <p>2点目に「ケアマネジメント等の適正化」について、ご報告いたします。初めに、ケアプランの点検につきましては、居宅介護支援に係るケアプランの点検を実施いたしました。</p> <p>ケアプランがケアマネジメント（介護支援サービス）のプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているか、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、基本となる事項を介護支援専門員とともに</p>

に面接を通して確認をしながら実施いたしました。平成26年度は、18プランの点検を行いました。平成27年度は、24プランを点検しました。

点検結果ですが、サービスありきのケアプランになっていたため、アセスメントから見直したい、誰が見ても分かりやすく記録を整備する必要性に気付いた等感想が聞かれ、いずれのケアプランにも修正が認められました。平成28年度は、介護予防ケアプランにつきましても点検を実施いたします。

3点目の住宅改修等の点検につきましては、現地調査を22年度から取り組んでおります。内容としましては、工事前と工事後の2回、申請受付を行い、日付入り写真、図面等により適正な工事であるかを、全件確認をいたしました。27年度、現地調査につきましては、5件実施いたしました。

4点目の医療情報との突合につきましては、国保団体連合会の介護給付適正化システムの中で医療保険の入院と介護保険サービスが重複して請求されているという情報をもとに、居宅介護支援事業者へ調査を依頼し、不適正なものについて返還を求めました。27年度は調査件数82件、その内返還件数は13件、返戻金は288,148円でした。

また、同じく国保団体連合会のシステムを活用し、縦覧点検を実施いたしました。これは、居宅介護支援事業所より給付管理票の提出はあったものの、サービス事業所からの請求がなかったものです。その結果、サービスの実績がないものについては、居宅介護支援費は支払われないこととなりますので、返還していただくこととなります。平成27年度は、調査件数78件、その内返還件数は12件、返戻金は143,708円でした。

次の縦覧審査結果通知書ですが、平成24年度から国保団体連合会が県の補助を受け開始されました。国保団体連合会が①居宅介護支援と訪問介護サービスの初回加算、②短期入所サービスの連続日数が30日を越えている可能性がある、③入所期間が1ヵ月を超えている場合に算定可能な加算について、1ヵ月以下の可能性があるの3種類の点検等を行い、その結果を市町村に通知するものです。市町村から事業所の最終確認の連絡をし、過誤があれば過誤申請をしていただくこととなります。74件の審査件数があり、その内、過誤申立件数は65件で返戻金は217,575円でした。いずれの返戻金につきましても手続きに時間がかかりますので、平成27年3月31日付けの集計結果を提示させていただいております。

5点目の介護給付費通知の発送ですが、これは、被保険者に、利用した介護サービス内容を四半期ごとに通知しているものです。何月に、どこの事業所の、どのサービスを何日利用し、いくらかかったかも判る内容にな

	<p>っております。利用者は1割もしくは2割の負担ですが、実際には費用として、いくらかかっているかが確認でき、利用した覚えのない給付などは架空請求や過剰請求の情報提供により、申し立てにつなげるものです。実際には、申し立てはありませんでした。</p> <p>介護給付費適正化事業については、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じるため、今年度も継続して実施し、介護給付の適正化に努めてまいります。</p> <p>次に介護相談員派遣事業につきましては、介護サービスの質の向上を目的に11人の相談員を派遣し施設入所者及びその家族、延べ5,683人と対話し、その内216件の相談に対応いたしました。相談件数は昨年より若干減っておりますが、相談内容が多様化しております。今年度は、1名増員を図り、12名の相談員で利用者や家族の相談に応じ、更なる介護サービスの質的向上を目指してまいります。以上でございます。</p>
伊藤委員長	<p>ただ今、介護福祉課より説明がありましたが、ただ今の件について、何かご質問がありましたら、お願いします。</p>
新井委員	<p>過誤や返戻金が結構あるので、こういったものはこれからも続けてほしいと思います。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございました。これは確か昨年数が増やせればとおっしゃられていましたが、18件から24件と少しばかり数が増えたということで、なかなかボリュームもありケアプラン点検大変だと思いますがこれが限界ということでしょうか。</p>
荒井課長	<p>限られた人材で行った実績です。今後介護給付の適正化については運営していくうえで大切であるといえます。人員配置も含めまして検討していきたいと思います。</p>
伊藤委員長	<p>アセスメント方法を見直したという報告がありましたが、今まではアセスメントがケアプランに反映されていないのではないかという指摘が続いていたので、これからも続けていただきたい。</p>
伊藤委員長	<p>額に関しましてはそれほど大きな額ではないと思いますが、これは例年と比べてどうですか。</p>
佐藤副主幹	<p>医療情報との突合の部分については、昨年605,044円の返礼がありまし</p>

<p>伊藤委員長</p>	<p>たので、昨年が特に多かったのですが今年度は例年通りの額でした。これに関しましては福祉用具の貸与に関して半月分を一か月で請求している事例が今年度は目立っています。額はあまり変わりはありませんでした。</p> <p>ありがとうございました。続いて議題(1)の②の「平成27年度高齢者サポートセンターの事業報告について」です。</p> <p>介護福祉課より説明お願いいたします。</p>
<p>清水主幹</p>	<p>介護福祉課の清水でございます。議題(1)の②の「平成27年度高齢者サポートセンターの事業報告について」を申し上げます。</p> <p>資料は1-2をご用意ください。一番上にあるものが15ヶ所の高齢者サポートセンターの総数となっております。それからは、圏域ごとの各高齢者サポートセンターの実績を載せております。2枚目は北部圏域、3枚目は西部圏域、次に東部圏域、最後から2番目が行徳地区南部圏域、最後のページは昨年度の4月から9月までは、委託包括2ヶ所、直営包括2ヶ所ありましたので、昨年度1年分につきましては前期と後期で異なりますので、別々のものになっております。今回は平成27年度高齢者サポートセンターの事業報告させていただきます。15ヶ所高齢者サポートセンターから説明させていただきたいと思っております。</p> <p>資料1-2の1枚目をご覧ください。(1)介護予防ケアマネジメント事業、二次予防事業の対象者と介護予防ケアプラン作成数になります。15高齢者サポートセンターの合計が7,528人、介護予防ケアプラン作成票は56件となっております。</p> <p>(2)総合相談支援事業、総合相談支援事業の業務の内容としましては初期段階の高齢者の方々の初期の段階の相談内容や継続的、あるいは専門的な相談内容にあたった対応、地域の高齢者の方々の状況に応じた実態の把握を行うものになります。内訳をみますと地域における相談ネットワークの構築、高齢者の方々を支えるためにさまざまな関係機関との連携を図っております。主に会議の回数となっております。2つ目の○、実態把握。これは、高齢者の方々の自宅に実際に訪問しその方々の生活の実態を把握するものでございます。訪問件数は4,886件となっております。総合相談支援、電話等、来所された方等の相談件数を含めまして15高齢者サポートセンターで20,322件。出張相談窓口回数は、北部の圏域の高齢者サポートセンターが行っているものでして、集合住宅の中に相談窓口を開設し、高齢者の方々の相談にあたっているものでございます。相談の窓口を開いた回数として19回となります。15高齢者サポートセンターの1枚目と一番最後のページの4包括との比較をしたいと思います。総合相談支援事業は全体的に見て4包括から15包括に増設となりましたので相談件数等も大幅にアップしていることがわかります。特に総合相談支援のところにつきましては、4包括のときは5,888件の相談件数でしたが15</p>

高齢者サポートセンターになってから件数は20,322件になっております。1枚目の15包括の資料に戻ります。

(3)権利擁護事業についてですが、業務内容は成年後見制度の活用促進、高齢者の方々への虐待あった場合の対応、消費者被害の防止に対する制度の活用で、高齢者の方々の生活の安全を守るものでございます。内訳を見ますと成年後見制度の活用促進、実際に相談に乗ったものは計277件、研修会集団を対象とした制度の研修会は5回。高齢者虐待と権利擁護に対する相談件数は649件、高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議、専門職が集まりまして、事例検討などをしまして質の向上を図るもので、実務者会議は15回、虐待のケース会議は毎月開催しておりますして90回。消費者被害の防止会議は3回となっております。最後のページの4包括と比較をしたいと思っております。大幅にアップしているところは、高齢者虐待の対応等、権利擁護に対する相談件数です。4包括のときは385回、15包括になりまして649回という形で回数が増えております。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、業務内容としましては高齢者の方々が住み慣れたところで、暮らし続けることができるように介護支援専門員、あるいは主治医、その他地域の方々と連携を図りながら地域におけるネットワーク作り、またひとりひとりの介護支援専門員に対する支援等を行うものになります。内訳を見ますと、包括的・継続的なケア体制の構築、在宅医療・介護連携推進に関する会議及び研修、これは地域支えあい課との連携になりますが研修会に77回参加しております。その他地域における介護支援専門員のネットワークの活用としまして主任介護支援専門員スキルアップ研修を15回、市川市ケアマネ研修会、これは主任ケアマネではなくケアマネが対象です。こちらは40回。日常的なケアマネに対する相談や指導につきましては480件となっております。こちら最後のページの4包括と比較しますとケアマネに対する日常的な個別指導、相談の件数は4包括のときが190件、15高齢者サポートセンターになって480件となっております。

(5)は市の事業との連携としまして、さきほど報告いたしました在宅医療・介護連携推進業務、認知症総合支援事業としまして、認知症初期集中支援チームとの連携を行っております。地域の認知症の方や認知症の方を介護なさっているの方々のための認知症カフェというものも開催しております。

(7)をご覧ください。地域ケア会議の実施。地域ケア会議は地域包括支援センターが個別の会議として主催をして行うものとされています。個別の事例検討を行いますので、その方の自立支援に資するケアプランになっているのかというものを、ケアマネを通しながら会議を行い、地域のニーズをそこから抽出し市川市の政策に反映させるというものでございます。15包括の地域ケア会議の開催は18回、4包括と比較いたしますと4包括のときは4回となっております。

	<p>(8)指定介護予防支援。これは介護予防のプランになりますが、介護予防プラン作成件数は15高齢者サポートセンターで12,216件、介護予防のプランを居宅に委託することができますが、その件数は9,923件となっております、4包括のときと比べまして要支援者が早急に増えるものではありませんので、数に変わりはありません。</p> <p>(9)任意事業といたしまして、家族介護教室16回、介護者家族の交流会を6回行っております。4包括のときと比べますと、在宅介護支援センターが市内に11か所ありましたので主に在宅介護支援センターの方で家族介護教室を行ってございましたので22回となっております。</p> <p>その他の事業(10)と(11)のその他につきましては説明を省略させていただきます。資料をご参照ください。以上です。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございました。ただ今、介護福祉課より説明がありましたが、ただ今の件について、何かご質問がありましたら、お願いします。</p>
大野委員	<p>数字で見るとだいぶ地域性があると思います。権利擁護のところの成年後見制度や虐待の相談のところは0件のところから2ケタの数字が出るところと、15高サポではだいぶ違うと感じました。虐待の調査に行くときはすごく大変ですね。今後もこの地域性で流れがどうなっていくか次回も見させていただきたいと思います。</p>
伊藤委員長	<p>この地域差について説明等ありますでしょうか。</p>
清水主幹	<p>各高齢者サポートセンターで人口が異なり、そもそもの母数が違うというところでの件数の開きがあると思います。あとは、実績の数の取り方にばらつきがあるかもしれませんので、そのあたりもきちんと精査していきたいと思います。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございました。上半期は在宅介護支援センターとの二階建て方式でやってきたわけで、包括だけの比較でよいのでしょうか。上半期では在宅介護支援センターでやっていた件数が結構ありますが、役割分担があるにしても例えば相談だとかはしてきておられるんですが、そこはどうか。</p>
増田副主幹	<p>P6の4包括が一覧になっている表につきましては、細かい在宅介護支援センターごとではないのですが、在宅介護支援センターで受けた相談件数を下の段に入れてあります。P6の(2)総合相談支援の丸の3つ目、総合相談支援、そして件数の在宅介護支援センターと書いてあるところが上半期、在宅介護支援センターで聴取した相談件数です。教室の方も家族介護教室の方は、在宅介護支援センターで実施していますので、(9)の</p>

	任意事業と（１０）の認知症サポーター養成講座のほうは在宅介護支援センターで実施した回数を記入させていただいております。
伊藤委員長	包括を４か所から１５か所に増やした差異というのは出ているのですか。
清水主幹	在宅介護支援センターのときは包括のブランチとして機能していましたが、初期段階で受けてその後速やかに包括の方に繋ぐという形なので件数もですが、相談の内容の質やその後の進み具合、支援方法、対応の内容に差異があるかと思います。
伊藤委員長	在宅介護支援センターで行っていたところが持ち上がりで高齢者サポートセンターになったところがあるということで、そのあたりの対応能力の問題はなさそうですか。
清水主幹	人数が大幅に増えたのと、専門職である三職種が協力し合いながら対応しています。在宅介護支援センターの場合は配置される職種そのものが違いますので、専門性を信頼しています。また、市のほうでも研修会を定期的に行っておりますので、市と委託の方の包括と質を高め合うかたちで長い目で対応していきたいと思います。
伊藤委員長	わかりました。引き続きお願いいたします。他になにかありますでしょうか。森本委員。
森本委員	総合相談支援の相談内容はこういったものが多い傾向がありますか。
清水主幹	実績を毎月挙げてもらっておりまして、相談内容の内訳は寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者、認知に関すること、介護に関すること、介護予防、医療福祉デイサービス等、一般的な相談から、個別に深く入り込む相談まで多岐に渡ります。また、高齢者の相談以外で範囲を超える部分でもお話はききまして関係機関に繋ぐという役割も担っております。
伊藤委員長	他にご意見はありますか。新井委員。
新井委員	虐待に関することですが、虐待や権利擁護の相談を受けた際、対処なさると思いますが改善されたかどうかはわかるのでしょうか。
増田副主幹	権利擁護の方で虐待につきましては、初期相談、通報が入った時点から市の方と協力をさせていただいて高齢者サポートセンターで対応を行っていますが、その経過も含めて毎月虐待のケース会議を開催して、経過報

	<p>告をするようにしております。家族と分離しないと終結しないようにしておりますが、家族内に見守りの体制が入るなど、介護サービスを使って半年程度落ち着いてるといった状況報告を受け、問題解決が見られたらその都度終結ということにしています。在宅介護支援センターでは、虐待の対応はしておらず高齢者サポートセンターになってから権利擁護のところは行うようになりまして、件数や対応職員は確実に増えておりますので、臨機応変に努力していきたいと思っております。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございました。続いて、議題（２）「平成２７年度下半期分高齢者サポートセンター運営評価報告」です。</p> <p>介護福祉課より、説明をお願いします。</p>
清水主幹	<p>議題（２）の「平成２７年度下半期分高齢者サポートセンター運営評価報告」について申し上げます。</p> <p>まず、運営評価の手順についてです。目的、地域の高齢者とその家族を支援する中核的な役割を担う高齢者サポートセンターについて、一定の基準に基づいて評価し、その結果を活かしてより良い運営活動に向けた取組みを推進することを目的として運営評価を行います。</p> <p>２、評価期間としましては上半期が４月から９月、及び下半期は１０月～３月の計２回となります。今回は下半期になりますので、平成２７年１０月～平成２８年の３月までになります。</p> <p>３、評価の視点としましては、高齢者サポートとセンター運営評価チェックリストをまず自己評価・自己点検していただきます。また、事業計画書と月別の実績報告書等を見ながら、その他必要に応じてヒアリングを行い、状況確認を行います。</p> <p>４、評価の流れとしましては、（１）被評価者は高齢者サポートセンター運営評価チェックリストに基づき自己評価を行います。１５高齢者サポートセンターの方でまず事前に自己評価を行い、それを後日提出していただくような形になっております。（２）評価者は評価基準に従って行政評価を行います。（３）評価者は（２）で実施した評価内容を取りまとめ、評価結果報告書を作成いたします。評価者は介護福祉課長、及び担当職員。担当職員は介護福祉課の包括支援グループの職員。被評価者は高齢者サポートセンターの業務責任者・管理者になります。及び担当職員。評価項目は高齢者サポートセンター運営評価票に従って項目を立てております。評価基準はNから１、２、３、４というような基準を設けております。業務遂行の水準としましては、Nは該当事例なし、４が最も肯定的な評価としまして、１から４に上がって評価が高くなるようになっております。水準のめやすとしましては、もっとも否定的な評価が２０％未満の達成率、もっとも肯定的な評価が８０％以上の達成率というような形で読んでおります。</p> <p>２枚目の資料に下半期の高齢者サポートセンターの運営評価結果一覧</p>

表、行政評価の資料をご用意ください。評価項目は、大きな大項目としましてⅠのセンターの行う業務に係る方針に関すること、Ⅱがセンターの運営に関すること、Ⅲがその他の事項と大項目を3つ設けました。その中で小項目をそれぞれについて自己点検をしていただきまして、行政が実際にヒアリングを行い、実績等々合わせながら行政評価したものの一覧表になります。一覧表の一番下をご覧ください。下線が付いております。行政評価の平均が189.8点、達成率が94.9%でした。事前に提出された自己評価につきましては、自己評価の平均は177.1点、達成率は88.5%となっております。各項目の配点につきましては、表の項目の右側の配点という列を見ていただきまして、全ての項目を合計すると200点になります。200点中何点かによりまして、達成率を計算いたしました。15高齢者サポートセンターを一覧にしましたが、一番達成率の高かった高齢者サポートセンターが3ヶ所で100%、達成率が一番低かったところで85%となっております。運営評価の手順についての資料をもう一度ご覧いただきまして、水準のめやすとしまして80%以上の達成率があれば優良可の優と評価しております。評価の基準につきましては、あらかじめ行政が委託する際に仕様書等で業務内容を定めまして、それに従って業務を行ってもらうような契約内容になっております。質的なものになりますので何個以上あれば100点とか、何個以上だと20点というような点数のつけ方はできませんので、感覚的なものにはなるのですが、まず自己評価をしていただいてその点数をもって、行政が実際にお話を伺って、実績と合わせて行政の点数を加点したりあるいは減点したりして、最終的にこの一覧表の点数となりました。また、ホチキス止めの資料をご覧ください。これは主に自己点検表で書かれたものではなく、行政が15高齢者サポートセンター全て来所させていただきまして自己点検の内容をもとに担当職員にヒアリングを行ったものを中心に記載しております。来所して確認をした理由につきましては、昨年の10月から高齢者サポートセンターが15ヶ所に増設になりましたので、実際に地域の方々の相談窓口を確認すると共に、どのような雰囲気かを確認するために行ったものになります。資料については細かいので読み上げませんが、主に工夫した取組み、後は取組内容と、各高齢者サポートセンターでこうしていきたいんだという今後に向けた取組みもヒアリングいたしましてので、今後に期待したい取組みというかたちでまとめさせていただいております。

最後に運営評価につきましては、自己評価に差がありまして、高いところや低いところとあるのですが、実際には低いところでもそんなに低く評価しなくともよいところもございます。やってないという認識があるかと思いますが、よくお話を聞けば、準備をしていたり、計画を立てていたりしているところがヒアリングのなかで十分確認できましてので、行政評価では平均点が10点くらい上がる形で修正させていただいているところがございます。以上です。

伊藤委員長	介護福祉課より説明がありましたが、ただ今の件について、何かご質問がありましたら、お願いします。
内田委員	自己評価ではできていて、行政評価ではできていないと判断されるというようなトラブルはないのでしょうか。
清水主幹	そのようなトラブルは特に見られませんし、温度差を感じたこともありません。在宅介護支援サービスの現場から初めて高齢者サポートセンターに配置されている職員も大変多いなかで、全体としてよくやっていただいている印象です。また、行政で長く在宅支援に関わっている専門職を配置しておりますので、そこから専門的な助言等をさせていただいているところです。
内田委員	専門職など良い人がいらっしゃるところは評価自体も上がってくるということですね。そして自分自身にも自信がでてくると、自己評価と行政評価が同じになってくるということでしょうか。
戸田委員	今回は高齢者サポートセンターが15か所になったということで、前は4か所だったのに大変でしたね。ご苦労様でした。配点についてですが、4か所のときは評価点の最高点を4点にしていましたよね。点数の配点の仕方がどうして変わったのかわかりません。配点が、16点のところもあれば8点のところもありますよね。また、全部の小計を200点にしたのも複雑になった印象をうけました。今までと違いますよね。
清水主幹	前回までは150点満点の配点で、今回200点になりました。制度改正がございまして地域包括支援センターが平成18年から設置をされ10年たったというところで、委託、直営に関わらず各包括の質の部分をしつかり見るといって制度改正がありました。また、介護保険地域運営委員会の中で委員の皆様は各項目をみてもらうようにという規定もありますので、50点分増えました。整理整頓がよくされているので、国のほうに従いまして制定されておりますし、点数は増えてしまったがやり辛さはありません。
伊藤委員長	他にご意見ありますか。森本委員。
森本委員	全部見きれではないのでここだけ言いますが、高齢者サポートセンター一泊の権利擁護の点数が11点と他と比べて低いですね。この権利擁護業務の右の枠をみると成年後見制度の相談や支援が少なかった、消費者被害についても相談数が少なかったとありますが、件数が少ないという

<p>清水主幹</p>	<p>のは評価点に関わっているのでしょうか。また、少ないというのは掘り起しできていないということなのでしょうか。</p> <p>件数と評価は関係ありません。地域性や人口密度などの関係からすると、大柏は北の方なので人数も少なく、相談件数も少ないと考えられます。掘り起しについては、立地条件などで相談に行き辛いというような要因もあるかと思いますので、大柏地区に限らず市川市全体でどのような方でも相談に来られるような形にしたほうが良いとは思いますが、実際に個別の対応のところ以外も、制度の活用というところで消費生活センターと連携をして実際に件数が上がってこなくても、そういったところと連携することで掘り起しができるのですが、日々の業務などに追われそこまで手が回らなかった実情はあったと思えます。</p>
<p>森本委員</p>	<p>わかりました。件数で単純に出すのではなく地域性や、消費生活センターの活用で課題を残す部分が反映されているということですね。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>ありがとうございました。数字評価は難しいところもあって、ただ評価して、それを機会に自己観察につなげていくことが目的だと思いますので、あまり細かく突っ込んでもかわいそうなところもあります。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>続いて、議題（3）「高齢者サポートセンターの整備について」を介護福祉課より、説明をお願いします。</p>
<p>清水主幹</p>	<p>ご報告になります。地域包括支援センター体制図という資料をご覧ください。今まで高齢者サポートセンター曾谷がサブセンターとなっておりましたが、人員が配置されましたのでサブセンターではなく地域包括センターになり、サブセンターがなくなりました。平成28年5月1日付で整備されましたことをご報告いたします。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>ありがとうございます。こちらは課題でしたが、人員が確保されたということでよろしいでしょうか。</p> <p>続いて、議題（4）「予防給付ケアマネジメント業務委託について」を介護福祉課より、説明をお願いします。</p>
<p>増田副主幹</p>	<p>介護福祉課、増田です。議題4「予防給付ケアマネジメント業務委託について」ご報告させていただきます。資料4をご覧ください。前回2月の地域運営委員会後に介護予防支援事業者委託の追加事業者が資料のとおり27事業者ございましたのでご報告いたします。追加事業者数が多いのは3月から市川市が「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始したため、</p>

	<p>新たに契約締結を行ったためとなっています。 以上となります</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございました。総合事業については既に利用者もいらっしゃるということで、特に問題ありませんね。</p>
伊藤委員長	<p>それでは、議題（５）「平成２７年度指導監督の報告について」です。福祉政策課より、説明をお願いします。</p>
鈴木主幹	<p>議題（５）、平成２７年度指導監査体制の報告について説明します。【資料５】をご覧ください。指導監査についてご報告いたします。集団指導につきまして平成２８年３月１５日に、市内地域密着型サービス事業者を対象に開催し、千葉県労働局より「介護労働者の労働条件について」お話をいただき、地域密着型サービス事業の指定などについて説明を行いました。実地指導につきましては、認知症対応型通所介護４事業所、認知症対応型共同生活介護２事業所について実施いたしました。いずれの事業所においても、重大な基準違反・虚偽報告は認められませんでしたので、文書による改善指導を実施いたしました。監査につきましては下段の苦情・通報情報の適切な把握及び分析、効率的な事業者指導の実施の内１事業所において、人員基準違反、設備基準違反が認められたので、監査に変更し、勧告といたしました。違反内容につきましては、事業所が特定される恐れがあるため、発表は控えさせていただきます。</p> <p>苦情・通報情報の適切な把握及び分析、効率的な事業者指導は６事業所に対して実施いたしました。いずれも苦情の情報からでした。次に介護サービスに関する苦情・相談についてであります。６３件あり昨年と比べると３１件減少しております。内訳は資料のとおりであります。個々の内容によって事業者への調査、指導、助言等を行ったところであります。３１件の減少理由としては、２７年度組織編成があり、他課でも苦情・相談を受け対応、解決したものがあつたと思われます。以上であります。</p>
伊藤委員長	<p>ただ今、福祉政策課より説明がありましたが、ただ今の件について、何かご質問がありましたら、お願いします。</p>
戸田委員	<p>介護サービスの苦情相談のところで、サービス提供・入所拒否が１件あります。施設に入るときに、お年寄りが素直に入所するのかなと思います。友人や近所の人と離れて、施設に入ることが高齢者が受け入れて施設に入ろうとするのかと。安否確認訪問すると介護する方が大変になって、家族や民生委員に迷惑かけられないから、高齢者自ら施設に行くと言う方も中</p>

<p>岡崎課長</p>	<p>にはいます。しかし、あくまでも自宅で最後を過ごすという気持ちの人も大勢います。ですから、入所拒否が1件というのが不思議に思いました。</p> <p>サービス提供入所拒否なので、入所の相談を受けているに関わらず受け入れなかったということです。許されない、めったにないことが起きてしまったというものです。</p>
<p>戸田委員</p>	<p>わかりました。要するに、申請をしておきながら本人の意思はなく、辞めることになったということですか。</p>
<p>岡崎課長</p>	<p>いいえ、施設の方から拒否をしたということです。</p>
<p>戸田委員</p>	<p>施設の方からですね。すみません。</p>
<p>松原主事</p>	<p>こちらのサービス提供入所拒否については、入所を希望していたのに施設側から断られたということで、そういったことが許されるのかという苦情内容です。</p>
<p>戸田委員</p>	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>一般論として、苦情が出てきたからわかったことですよ。入所拒否にはそれなりの事情があったとは思いますが、お断りするということはあるのですか。</p>
<p>松原主事</p>	<p>市の方で把握するのは苦情が入ったときですが、基準の中にサービス提供拒否の禁止という項目がありますので、その基準を順守していただくようにとは事業者には指導しています。市としては、苦情が入ってくるまでどのようなケースがあるのか把握できないという現状であります。</p>
<p>内田委員</p>	<p>医療の立場からすると、正当な理由がないと診療は拒否できません。正当な理由というのをこの委員会で発表するのが適切かどうかは私にはわかりませんが、やはり利用希望者の身になると、理由を知りたくなるのが人情というかもっともだと思います。入所しようとした人の問題で拒否したのか、受け入れる側が法律があるにもかかわらず拒否したということなのか。いったいどういう正当な理由があるのか、非常に知りたいです。</p>
<p>松原主事</p>	<p>提供拒否の禁止ということで正当な理由として考えられているのは、事業所の定員で対応できない場合、申込者の居住地が事業者の通常の営業地域とは別の地域の方だった場合、あとは利用申込者に対して事業者自らが適切にサービス提供できない場合が正当な理由として挙げられています。</p>

伊藤委員長	<p>今後地域包括ケアシステムが進んでいくにあたって起きる問題として、現場の方に責任が押し付けられるようになるのではないかと思います。正当な理由というのは解釈の仕方にもよるので、より明確にさせていただけると助かります。検討してみてください。</p>
松原主事	<p>相談内容に応じてケースバイケースになってしまうのと、こちらの方でも明確なラインをつくるのが難しいというのがあるのですが、内部でもできるだけ明確にしていきたいと思います。また、事業者が相談しやすい体制を整えたいと思います。</p>
伊藤委員長	<p>相談窓口がこういったケースに直面した場合、施設側が相談する窓口はあるのですか。</p>
松原主事	<p>介護サービス事業所の苦情相談窓口として、福祉政策課に窓口がございますので、アドバイスや指導をさせていただきます。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございます。それでは、福祉政策課にそういった窓口があるというのをアナウンスしていただければと思います。</p>
伊藤委員長	<p>この件に関しまして他に何かありますか。高木委員。</p>
高木副委員長	<p>苦情件数が昨年度から31件減とありますが、何が減ったのでしょうか。</p>
松原主事	<p>昨年の4月に組織編制がございまして、今まで介護保険課の事業推進担当の方で相談窓口になっていたのですが、昨年の4月から福祉政策課に変わりました。担当以外でも苦情相談を受けて解決したために、福祉政策課に繋がらずに記録が残っていない案件もあるので、減少した理由に関してはそういったものもあると想定しております。</p>
高木副委員長	<p>31件減ったということで63件が多いのか少ないのかはわかりませんが、指定更新をこちらの方で判断しなければいけない。去年が減っているから、そのまま更新しましょうと決めつけてよいのかという不安もあって、指定更新がありながら件数が増えているのは不安だと思います。</p>
伊藤委員長	<p>他にご意見ないようですので、議題(6)に移ります。始めにお話しした通り議題(6)は非公開となります。傍聴人の方におかれましては、恐れ入りますが、ご退室いただきますようお願いいたします。</p>

	<p>(傍聴人が会場から退出)</p> <p>それでは、議題(6)「地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について」です。福祉政策課より、説明をお願いします。</p> <p>(非公開のため省略)</p>
伊藤委員長	<p>それでは、議題(7)「その他」です。 福祉政策課より、説明をお願いします。</p>
鈴木主幹	<p>議題の(7) その他といたしまして、「地域密着型サービス事業者の公募状況等について」、ご説明させていただきます。</p> <p>お手元の「配布資料7」をご覧ください。はじめに、地域密着型サービスの公募結果についてご報告いたします。1. 公募概要についてですが、平成28年度整備分として、①、②の期間でそれぞれ公募を実施しました。このうち①については、2月1日(月)から3月10日(木)までの期間で公募を行い、応募を締め切った結果、小規模多機能型居宅介護1事業者、認知症高齢者グループホーム2事業者、合わせて3事業者からの応募がありました。(3) ①の応募に対して、市川市指定地域密着型サービス事業者等の評価に係る第1次審査を、4月7日(木)に行い、市の福祉、建築、開発部門職員が委員として、現地視察及び申請書類の審査を行いました。</p> <p>第2次審査につきましては、4月20日(水)に行い、福祉や財務に関する専門知識をお持ちの外部委員の方に加わっていただき、応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施いたしました。</p> <p>主な内容は、事業運営に係る一般的な考え方、経営や運営の安定性、サービスの質の向上に向けた取り組みについて、職員体制や職員の質の向上、設備面など、23項目について、原則5段階評価で審査を行い、基準点を上回っているかどうかで評価いたしました。評価の結果、株式会社 愛総合福祉が評価されました。現在、南部圏域である幸において、今年度内の開設に向け、準備を進めているところでございます。</p> <p>なお、小規模多機能型居宅介護に応募の1事業者及び認知症高齢者グループホームの1事業者につきましては、評価前に辞退の申し出がありました。また、②の公募については応募事業者がございませんでした。</p> <p>次に、現在の「地域密着型サービス事業者の公募状況について」をご覧ください。</p> <p>5月9日(月)から7月1日(金)までの期間で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(2ヶ所)と併せて、未整備となっている小規模多機能型居宅介護(4ヶ所)、看護小規模多機能型居宅介護(2ヶ所)、認知症高齢</p>

	<p>者グループホーム（2ヶ所）について公募を実施しております。</p> <p>これらについては、7月中旬以降に審査を行い、8月上旬には事業者を選定する予定にしております。</p> <p>これらの結果につきましても、本委員会にてご報告させていただきます。</p> <p>なお、3月から4月に実施した公募の際に応募のなかった、定員29人以下の特別養護老人ホーム1ヶ所につきましては、年度内での施設の完成が難しいと予想されることから、再公募は実施しない予定です。以上でございます。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございました。ただ今、福祉政策課より説明がありましたが、ただ今の件について、何かご質問がありましたら、お願いします。</p>
伊藤委員長	<p>一番下の公募についての応募は、今のところないということでしょうか。</p>
鈴木主幹	<p>現在は応募はありません。</p>
伊藤委員長	<p>わかりました。引き続きお願いいたします。</p>
伊藤委員長	<p>それでは、平成28年度第1回介護保険地域運営委員会を終了します。この後、事務局より今後の予定等についての連絡があります。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>皆様、お疲れ様でした。初めに、次回の予定についてですが、次回の委員会につきましては、8月22日(月)を予定しております。</p> <p>ご都合の悪い委員の方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。</p>
事務局	<p>最後に、お車でお越しになられた方で、駐車券を事務局に預けている方がいらっしゃいましたら、後ほど、事務局までお声掛けください。</p> <p>事務局からは、以上です。ありがとうございました。</p>

平成28年5月27日
市川市介護保険地域運営委員会
委員長 伊藤勝仁